

視聴覚障害者向け放送普及行政の指針見直しの概要

(平成24年10月2日改定)

1 見直しの経緯について

- (1) 平成20年度から平成29年度までの目標値^(注)を定めた、「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」(平成19年10月30日策定)(以下「行政指針」という。)については、技術動向等を踏まえて、策定から5年後を目途に見直しを行うこととされている。

(注) 平成29年度までの普及目標値

字幕放送：対象の放送番組のすべてに字幕付与(NHK(総合)・在京キー5局等)

解説放送：対象の放送番組の10%に解説付与(NHK(総合)・在京キー5局等)

対象の放送番組の15%に解説付与(NHK(教育)等)

- (2) 総務省においては、平成24年1月から同年4月まで「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送の充実に関する研究会(座長：高橋紘士 国際医療福祉大学大学院医療福祉学分野教授)」を開催し、行政指針の見直しについて検討した結果、平成24年5月23日に報告書の取りまとめを行い公表したところであり、当該報告書の提言を踏まえ、行政指針を見直すこととする。

2 行政指針の改正点について

- (1) 字幕放送

ア NHK、地上系民放及び放送衛星による放送(NHKの放送を除く)において、大規模災害時等緊急時放送については、できる限り全てに字幕付与することを新たに目標とする。

イ NHKにおいて、災害発生後速やかな対応ができるように、できる限り早期に、全ての定時ニュースに字幕付与することを新たに目標とする。

- (2) 解説放送

普及目標の対象番組(権利処理上の理由等により解説を付与することができない放送番組を除く全ての放送番組)について、明確化を行う。

- (3) 手話放送

これまで目標の無かった手話放送について、新たに次の目標を策定する。

ア NHKにおいては、手話放送の実施時間をできる限り増加させる。

イ 放送大学学園、地上系民放、放送衛星による放送(NHKの放送を除く)、通信衛星による放送及び有線テレビジョン放送においては、手話放送の実施・充実に向けて、できる限りの取り組みを行う。

- (4) その他

電気通信役務利用放送法(平成13年法律第85号)の廃止等に伴う規定の整備を行う。

視聴覚障害者向け放送普及行政の指針

(平成 19 年 10 月 30 日策定)

(平成 24 年 10 月 2 日改定)

1 字幕放送 (注 1)

	普及目標の対象		目標	備考
	対象時間	対象番組		
NHK	7時から24時	字幕付与可能な全ての放送番組 (注 2)	2017 年度までに対象の放送番組の全てに字幕付与 大規模災害等緊急時放送については、できる限り全てに字幕付与 災害発生後速やかな対応ができるように、できる限り早期に、全ての定時ニュースに字幕付与	教育放送については、できる限り目標に近づくよう字幕付与する。
放送大学学園			聴覚障害者等のニーズの実態を踏まえ、できる限り多くの放送番組に字幕付与	
地上系民放 放送衛星による放送(NHKの放送を除く)			2017 年度までに対象の放送番組の全てに字幕付与 大規模災害等緊急時放送については、できる限り全てに字幕付与	県域局については、できる限り目標に近づくよう字幕付与する。 独立U局及び放送衛星による放送については、目標年次を弾力的に捉えることとする。
通信衛星による放送 有線テレビジョン放送			当面は、できる限り多くの放送番組に字幕付与	

注 1 字幕放送には、データ放送やオープンキャプションにより番組の大部分を説明している場合を含む

注 2 「字幕付与可能な放送番組」とは次に掲げる放送番組を除く全ての放送番組

- ①技術的に字幕を付すことができない放送番組 (例 現在のところ、複数人が同時に会話を行う生放送番組)
- ②外国語の番組
- ③大部分が器楽演奏の音楽番組
- ④権利処理上の理由等により字幕を付すことができない放送番組

2 解説放送

	普及目標の対象		目標	備考
	対象時間	対象番組		
NHK	7時から24時	権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く全ての放送番組（注3）	2017年度までに対象の放送番組の10%に解説付与	教育放送については、対象の放送番組の15%に解説付与する。
放送大学学園			視覚障害者等のニーズの実態を踏まえ、できる限り多くの放送番組に解説付与	
地上系民放 放送衛星による放送（NHKの放送を除く）			2017年度までに対象の放送番組の10%に解説付与	県域局については、できる限り目標に近づくよう解説付与する。独立U局及び放送衛星による放送については、目標年次を弾力的に捉えることとする。
通信衛星による放送 有線テレビジョン放送			当面は、できる限り多くの放送番組に解説付与	

注3 「権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組」とは次に掲げる放送番組

- ①権利処理上の理由により解説を付すことができない放送番組
- ②2か国語放送や副音声など2以上の音声を使用している放送番組
- ③5.1chサラウンド放送番組
- ④主音声に付与する隙間のない放送番組

3 手話放送

NHKにおいては、手話放送の実施時間をできる限り増加させる。放送大学学園、地上系民放、放送衛星による放送（NHKの放送を除く）、通信衛星による放送及び有線テレビジョン放送においては、手話放送の実施・充実に向けて、できる限りの取り組みを行う。